

第6回 市場戦略統合委員会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成22年 1 月 12日 (火) 14:00～

場 所 先物協会 会議室

議 題

1. 不招請勧誘の禁止に関する考え方について
2. ヘッジ取引の普及のための提言(案)について
3. その他

以 上

ヘッジ取引に係る会計・税務のあり方に関する提言（骨子）

【提言の趣旨】

中小・中堅企業がヘッジ取引を活用する場合に障壁となると考えられる会計基準と法人税法との間のヘッジ取引に係る処理の齟齬や不明確な点について検討、改善を求める。

【提言の概要】

I. 会計上の処理方法に係る提言

中小企業会計指針等における以下の点について、ヘッジ取引に関しより具体的な処理方法を明示するとともに、簡便化や税法上の処理の適用についての検討が期待される。

1. ヘッジ指定書の記載内容の明確化

中小企業会計指針において、「ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係」や「相場変動又はキャッシュ・フロー変動の相殺の有効性を評価する方法」等ヘッジ取引の事前要件を記載する文書の記載内容について、法人税法が定めるのと同様に具体的な記載要件を示すべきである。

2. 有効性判定の時期

中小企業等にあつては、半期決算、四半期決算を行う社は稀であることから、中小企業会計指針においては、有効性判定の頻度について税法と同様に1年に1度（期末決済時）行えば足りると記載すべきである。

3. ヘッジ会計の再適用

一度ヘッジ取引の有効性が認められなくなった場合のヘッジ会計の再適用に関する金融商品会計実務指針と法人税法との間の不一致について、可能な限り解消すべきであり、今後も継続的に検討がなされるべきである。

4. 有効性を満たさない場合の「重要な損失」処理

有効性を満たさない場合の「重要な損失」の処理についても金融商品会計基準と法人税法との間で齟齬が生じているが、ステークホルダーが限定的な中小企業等に適用する場合は、税法の規定に合わせ、「重大な損失の見積額を計上する必要はない」旨を中小企業会計指針にも明記することが望ましい。

II. 税務上の処理方法に係る提言

上場企業や大企業における会計処理を想定して策定されている金融商品会計基準が法人税法によって形式的に中小企業等にまで適用されるとすれば不合理な結果となる場合

も考えられることから、実務上の混乱を避け、ルールの透明性を高める観点から、可能な限り法人税法と会計基準との齟齬が生じないように見直しが検討されるべきである。

1. 有効性の判定基準

ヘッジ取引の有効性の判定基準について、税法が会計基準上の処理を認めない可能性があるとするヘッジ取引の活用の大きな障害となることから、税法上も原則として会計基準と同様の処理を認めることが望ましい。

この点については、大企業にとっても問題を生じさせる論点であり、わが国における当業者がヘッジ取引を活用する上で大きな障壁ともなりかねないことから、早急な改善が望まれる。

2. 有効性判定の省略

金融商品会計実務指針においては、一定の条件を満たす商品先物取引はヘッジに高い有効性があるものと看做され、当該取引に係る有効性判定を省略することができる旨規定されているが、税法上は有効性判定の省略に係る規定がなく、税務上否認される可能性があるため、ヘッジ取引を萎縮させてしまう懸念があることから、税法上もこのような例外処理を認める可能性について検討がなされるべきである。

3. 予定取引の認定

予定取引の認定について、法人税法基本通達は、金融商品会計実務指針の要件に加えて事業計画等を要求しているが、中小企業等においては必ずしも上場企業や大企業並みの事業計画は求められない等の意見も勘案すれば、「事業計画に準じるもの」等の合理的な方法で予定取引の認定が得られるよう、税法上の規定についても再考の余地があるものと考えられる。

4. 非有効性部分の処理

金融商品会計実務指針においては、ヘッジ全体が有効である場合には非有効部分についても繰延処理を行うことが可能とされており、税法上はこれに相当する規定がないものの、実務上は会計処理に合わせて税務処理も行われている実情に鑑みれば、実務における税務上の取扱いが適切であることを明確にするため、税務上も会計と同様の処理が可能である旨、税法に規定を設けるべきである。

【提出先】

主たる提出先：経済産業省商務情報政策局商務課

農林水産省総合食料局商品取引監理官室

また上記主務官庁と相談のうえ、中小企業庁、国税庁、税理士会、会計士協会などへ提出することとする。

以 上